



目黒区の消費生活相談の現状について

◎令和5年度の受付状況

相談件数は、2,453件で前年度に比べて115件減少しました（前年度は2,568件）。契約内容が複雑化し、相談者自身での解決が困難になって、相談員があっせんした相談は、161件（全体の6.6%）ありました。

◎相談内容の実態

商品・サービスの内容別に見ると、1位は商品名が特定できない「商品一般」に関する相談です。身に覚えのない商品が送られてきた、公的機関や宅配便、通販会社を装った不審なメールが届いたなどの相談が多くありました。

2位は「化粧品」に関する相談です。「お試しのつもりで注文したが定期購入だった」「肌に合わないため解約したいが、電話がつかまらない」という相談が多くありました。

3位は「賃貸アパート」に関する相談です。原状回復及び敷金返還トラブル、住宅設備の不具合などに関する相談でした。

（分類は、独立行政法人国民生活センターのPIO-NETの商品分類を参考にしています）

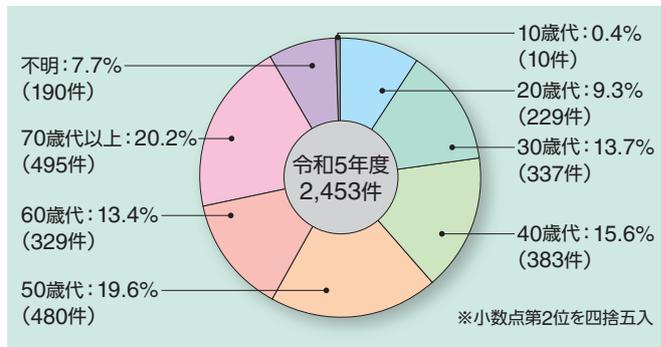
1	商品一般（身に覚えのない商品、不審なメールが届くなど）	158件
2	化粧品（定期購入や解約の連絡がつかないなど）	149件
3	賃貸アパート（原状回復・敷金返還トラブルなど）	147件
4	工事・建築（リフォーム工事、屋根・壁補修工事など）	109件
5	修理サービス（トイレ修理や解錠サービスなど）	70件

◎最近の相談の特徴

販売形態では、「通信販売」が全体の4割近くを占めています。スマートフォンの普及により、ネット通販を利用する人が増えたことが要因と思われます。

また、「ネットショッピングで代金を振り込んだが商品が届かない」「一回限りと思って注文したが定期購入だった」「届いた商品が偽物だった」という消費者被害についての相談が目立っています。

年代別では、前年度に比べ、10歳代から60歳代で減少傾向が見られますが、70歳代では増加しており、全体の約2割を占めています。



◎消費者として留意すること

消費者被害にあわないためには、消費者も契約に関する正しい知識を持ち、適切な対応を取れるようにすることが肝心です。例えば、通信販売では契約条項をよく読んでから契約する、訪問販売では不要なものはドアを開けずにきっぱり断る、うまい儲け話は安易に信用しないこと、などです。

また、高齢者などの場合は、周囲の方の見守りも大切です。少しでも疑問に思ったら、迷わずに消費生活センターへご相談ください。悪質商法対策の出張講座も実施していますので、ぜひご利用ください。新たな消費者被害防止のためにも、お気軽にご相談ください。

夏休み子ども向け企画 KIDS キッズCon.チャレンジ2024

参加
無料



子どもたちが小さな消費者（Consumer）として必要な力・知恵を、楽しみながら身につけられるイベントです。夏休みの自由研究のヒントにもぜひお役立てください。

開催講座名

お金って何？ クイズと工作で楽しく学ぼう	エシカルっておまじない？ 食べものはどこから来るの？	子ども計量教室 棒はかりを作ってはかるう
日時：7月24日（水） 10:30～12:00 14:00～15:30	日時：7月30日（火） 10:30～12:00 14:00～15:30	日時：8月7日（水） 10:30～12:00 14:00～15:30

小学生向けパネルクイズ

消費生活に関するパネルクイズを、消費生活センターで開催します。挑戦者には参加賞があります。期間は7/22（月）～8/21（水）
※土・日・祝を除く ※詳細は目黒区公式サイト、めぐろ区報7月1日号をご覧ください。

シグナル123号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

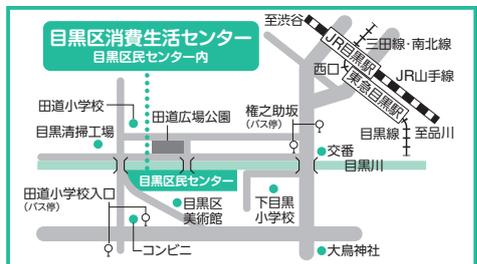
目黒区消費生活センター （目黒区産業経済部産業経済・消費生活課）

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36
目黒区民センター内
TEL：03-3711-1133 FAX：03-3711-5297

✉ [X(旧 Twitter)、LINE]を配信しています
契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報などを配信しています。



ご登録はこちらから→



発行

目黒区 消費生活 🔍 検索